HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集, 62(1), 137-139
Issue Date	2011-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45735
Type	other
File Information	HLR62-1_004.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学会記事

〇二〇一〇年一二月九日（木）午後二時より
「経済危機によるＥＵの規制権力の変容」

報告者　鈴木一人
出席者　三五名

本報告は、グローバル化した世界における権力関係を規定するのは、軍事力や経済力といった、いわゆる「ハードパワー」ではなく、グローバル市場における規制を誰が、どのようにして決定し、その規制を左右する力が新たな権力関係を作り出す力なのではないかという問題意識から出発している。グローバル化とは、相互連結する市場・情報空間と、主権国家が支配する政治空間のずれによって生まれ、主権国家が異なる法体制、規制、通貨などを保有することによって生まれる格差（利子率、税制、賃金水準など）によって発生するレントを追求した結果生まれるものとして定義する。そのなかで、国家は自国の経済発展、雇用の維持、国民生活の保障と安定のためにはグローバル市場に適合した政策をとらざるを得ないが、グローバル市場に開放された国家経済は、グローバル市場の変動の影響を被りやすく、自国の経済をコントロールすることが困難となる。

そんな中で、グローバル市場を調整する能力をもつ国家が「規制権力」として立ち現われ、その規制権力をもたない国家は、規制権力をもつ国家が設定する規制やスタンダードに従わざるを得なくなる。このような規制権力をもちうる存在は、第一に、国際的な規制が議論される場において強い交渉力をもち、グローバルな合意を形成できる能力をもち、第二に、信頼される規制を設定するための市場を管理する能力をもつことが条件となる。こうした条件に適合している存在として欧州連合（ＥＵ）がある、というのが本報告の中心的なテーマである。

ＥＵは五．五億人の人口と、単一市場としてはアメリカよりも大きなＧＤＰをもつ市場を抱え、その市場に参入しようとする企業や投資家たちは、ＥＵの市場における規制を無視することはできない。このような市場の「引力」を梃子に、ＥＵは自らの規制をグローバルな市場に投射することが出来る。また、国際的な交渉の場においては、二七のＥＵ加盟国が一つの立場

で発言することで、国際交渉において無視できない勢力となっている。さらに、EUが域内で規制を実施する際に、加盟国間の調整を経ているため、特定の加盟国や利益団体の利害が前面に出ることなく、普遍的な価値に基づく規制として提供することが出来る。

このようなEUの規制権力が顕著に現れる分野として、環境政策が挙げられるだろう。気候変動枠組み条約の京都議定書をめぐるEUのリーダーシップは、EUが設定した規制がグローバルな普遍性をもち、温室効果ガスの削減が国際規範として受け入れられるようになったが、近年のCOP15やCOP16において、米中を説得することが出来なかったことは、EUの規制権力が及ぶ範囲に限界があることを示した。しかし、京都議定書の延長を主張したことで、自らの利益である排出権取引を実現しようとするなど、単に規制を「国際公共善」という観点から設定するのではなく、あくまでも自らの利益を実現する手段として活用していることがわかる。

また、同じくEUの規制権力が現れる分野として、競争政策がある。これはEUにおける競争政策の権限が欧州委員会に集中しており、高額な課徴金と柔軟な域外適用を通じて、グローバル市場における競争条件の平準化を目指しているように見える。しかし同時に、EUは自らの産業がグローバル市場で優位となるような競争政策の適用も行っており、その「本音」と「建前」が交錯する状況になっている。

このようなEUの規制権力は、果たしてギリシャに端を発する欧州の経済危機によってどのように変化するのであろうか。今回の経済危機は、二〇〇八年のリーマン・ショック以降に引き起こされたグローバルな金融危機がきっかけではあるが、その構造的な背景として、ユーロ加盟の基準を政治的な理由で緩和したこと、また、ユーロ圏の経済財政政策の安定化措置であった安定成長協定の適用を緩めたこと、さらには、リーマン・ショック後の銀行の健全性を検査する「ストレス・テスト」の基準がいい加減であったことなどが考えられる。ゆえに、こうした危機は規制の甘さに端を発しているのであり、当面の危機を切り抜けることで、加盟国間の相互監視が厳しくなり、再び危機に陥らぬよう、厳しい規制がかけられることになるであろう。そうしたEUの域内規制の強化は、同時にグローバル市場において、同様の規制強化を求めていく動きとつながり、金融・財政政策においても、EUがグローバルな規制権力として影響力を増していく可能性があると言える。

本報告は、科学研究費補助金基盤研究（B）「規制帝国＝E

Uの歴史的形成と展開」（研究代表：遠藤乾）の研究成果の一部であるが、本報告に対して、多数の質疑を受け、今後の研究課題がより一層明確になった。この場を借りて感謝したい。